

○公益財団法人しまね海洋館情報公開要綱施行細則

【沿革】〔平成14年4月1日施行、平成25年4月1日改正、平成26年4月1日改正〕

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人しまね海洋館情報公開要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開申出書)

第2条 要綱第6条第1項第4号の財団が定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 求める公開の実施の方法
- (2) 写しの送付の方法による公文書の公開の実施を求める場合にあってはその旨
- (3) 公開請求者の連絡先

2 要綱第6条第1項に規定する書面は、公開申出書（様式第1号）とする。

(異議申出書)

第3条 要綱第17条に規定する書面は、異議申出書（様式第2号）とする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この細則は、施行日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。

附 則

改正後のこの細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの細則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

公開申出書

年 月 日

公益財団法人しまね海洋館
理事長 様

住所 (法人その他の団体にあつては、所在地)
(〒 -)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先
電話番号 () - 担当者

公益財団法人しまね海洋館情報公開要綱第6条の規定により、次のとおり公文書の公開を申し出ます。

<p>公文書の件名又は内容 公文書を特定するために、 具体的に記入してくだ さい。</p>	
<p>請求者の区分 いずれかの番号を ○印で囲んでくだ さい。</p>	<p>1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 [事務(業)所名 所在地] 3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 [勤務先 所在地] 4 県内に存する学校に在学する者 [学校名 所在地] 5 この法人が行う事務又は事業に直接の利害関係を有するもの 6 県外に住所を有する者</p>
<p>利害関係の内容</p>	<p>(申出者の区分の5に該当する方のみ、利害関係の内容を記入して下さい。)</p>
<p>公開の方法 (希望する番号を○で囲んでください)</p>	<p>1 公文書の閲覧・視聴 2 公文書の写しの交付 (郵送の希望有・無) 3 公文書の閲覧・視聴及び写しの交付</p>

様式第2号 (第17条関係)

異議申出書

年 月 日

公益財団法人しまね海洋館
理事長

様

住所 (法人その他の団体にあつては、所在地)

(〒 -)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

電話番号 () - 担当者

年 月 日付け 第 号で通知があつた処分について、公益財団法人
しまね海洋館情報公開要綱第17条の規定により、次のとおり異議申立をします。

異議申立に係る処分	
異議申立に係る処分があつたことを知つた年月日	
異議申立の趣旨	
異議申立の理由	
異議申立が出来ることの 教示の有無及びその内容	
備考	